

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの人へ 税金・料金の猶予や減免を受けられる場合があります

新型コロナウイルス感染症の影響で、事業の休・廃止や、失業などの理由で国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料などの納付が困難な人は一定の要件に該当すれば、申請をいただくことで支払いの猶予や減免ができる場合があります。詳しくは各問い合わせ先にご相談ください。

税金

納税の「特例制度」で 徴収の猶予を 受けることができます

申請することで、村税の各納期限から1年間、**徴収の猶予**を受けることができます。

■対象

次の①②の両方を満たす人

- ①新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）、給与や売上などが前年同期に比べておおむね20%以上減少していること
- ②納期限までに納付することが困難なこと

■対象となる村税

令和3年2月1日までに納期限が到来する全ての村税

■**猶予期間** 納期限の翌日から1年間

■**申請期限** それぞれの納期限

■**申し込み・問い合わせ**

税務課 収納係 TEL(67) 2703

税金

国民健康保険税を 全額免除または、一部減額 できる場合があります

■対象者

- ①新型コロナウイルス感染症の影響で主な生計維持者が死亡または、重篤な傷病を負った世帯→ **全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響で主な生計維持者の収入などの減少が見込まれ、次の全てに該当する世帯→ **全額または一部減額**
 - (1)事業収入などのいずれかが、前年の当該収入に比べ3割以上減少
 - (2)前年の所得の合計額が1千万円以下であること
 - (3)減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年所得の合計額が400万円以下であること

■申し込み・問い合わせ

税務課 課税係 TEL(67) 2703

保険料

後期高齢者医療保険料を 全額免除または、一部減額 できる場合があります

■対象者

- ①新型コロナウイルス感染症の影響で主な生計維持者が死亡または、重篤な傷病を負った世帯に属する被保険者→ **全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響で主な生計維持者の収入減少が見込まれ、次の全てに該当する世帯に属する被保険者→ **一部減額**
 - (1)事業収入などのいずれかが、前年の当該収入に比べ3割以上減少
 - (2)前年の所得の合計額が1千万円以下であること
 - (3)減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年所得の合計額が400万円以下であること

■申し込み・問い合わせ

健康推進課 医療保険係 TEL(67) 2704

保険料

介護保険料を 全額免除または、一部減額 できる場合があります

■対象者

- ①新型コロナウイルス感染症の影響で主な生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯→ **全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響で主な生計維持者の収入減少が見込まれ、次の全てに該当する第1号被保険者→ **全額または一部減額**
 - (1)事業収入などのいずれかが、前年の当該収入に比べ3割以上減少
 - (2)減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年所得の合計額が400万円以下であること

■申し込み・問い合わせ

健康推進課 高齢者支援係 TEL(67) 2704